

令和 4 年

亀山市教育委員会 1 月定例会会議録

## 亀山市教育委員会 1 月定例会会議録

### 1. 日 時

令和4年1月26日（水）午後1時30分開会

### 2. 場 所

オンライン会議

### 3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	大 萱 宗 靖
2 番委員	吉 岡 洋 子
3 番委員	宮 村 由 久
4 番委員	若 林 喜美代

### 4. 欠席委員 なし

### 5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	岡 安 賢 二
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	小 坂 博 文
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保健GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀
教育総務課教育総務グループ主任主事	岩 崎 圭一郎

## 6. 会議録署名者指名

3番委員（宮村由久委員）

4番委員（若林喜美代委員）

## 7. 会議録の承認（12月定例会）

承認

## 8. 教育長報告

教育長（令和4年1月定例会教育長報告に基づき報告）

大萱委員 成人式について、新型コロナウイルス感染症にかかる感染症対策を行いながらの開催となったが、他市では成人式後の同窓会等において、感染者が発生したと聞いた。亀山市の状況としてはどうであったのか。

参事生課長 今回の成人式につきましても、感染対策として出席者が特定できるように、座席ごとにお名前や連絡先を記入して提出いただきました。その後、特に保健所等から出席者に感染者が発生したという報告は受けていませんので、無事開催できたのではないかと考えています。

教育長 他市では感染者が発生したというニュースが報じられていたが、亀山市が該当するかというと、そのような話は受けていない。

（ほかに質問はなく、教育長報告を終わる。）

## 9. 請願

教育長 請願第1号「公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願書について」説明を求める。

（総務GL請願書朗読。学校課長詳細説明）

若林委員 提出資料裏面の制限事項について、「対象期間が3か月を超える場合、・・・初日の数は3以下とすること」とあるが、この「3」の単位は何か、時間か。

また、学校規模が大きい小さいと異なる中で、規模に応じた制限というものはあるのか。

学校課長           この単位につきましては、「日」又は「回」になると考えます。その期間の中で週の初日が3日以下ということで、その範囲内でしか「1年単位の変形労働時間制」制度が適用できないということです。

（カレンダーを使用して質疑に対する回答）

また、学校規模につきましては、制限事項にはありません。大きな学校でも小さな学校でも差が無いということになります。

大萱委員           資料2 ページ「（1）教職員の負担のさらなる増大」の4行目、「実際のところは持ち帰り仕事が増えているだけであるとか、在校等時間の記録内容が実際とは異なるものになっているとかいった声を聞くことが珍しくありません」とあるが、亀山市ではどのような状況であるのか。

学校課長           この点については、適切に管理できていると認識しています。また、持ち帰り仕事が増えたかどうかという点については、むしろ減らしていくという方向で、毎回校長会でも提案するとともに、具体的にどのように減らしていくのかについても示しています。

大萱委員           そうであれば、この部分は亀山市には当てはまらないという見方だと考える。また、この問題がないとした場合に、忙しい時期にたくさん仕事をして、そうでないときには長期の休みが取れるといったメリハリのある仕事ができるのではないかと考える。例えば、教師になれば夏休みに2週間休みが取れるから教師はいい職業だなと思える方もみえたりして、「1年単位の変形労働時間制」の導入についてはメリットがあるように感じられる。ただ、この請願書のとおり教員に負担が増大するようになるのであれば、問題があると感じる。今の亀山市の現状はそうでないとのことであるため、この制度の導入についてはいいのではないかと感じた。

宮村委員           資料3 ページ「（2）学校運営上の支障」の2行目、「土曜日に開催予定の屋外開催の学校行事・・・割振り変更を行うことが出来ない」との記述があり、重要な問題とされているが、1年単位の変形労働時間制を導入するとどのような形になっていくのか。

また、1年単位の変形労働時間制の導入にあたっては、労使の協定が必要であるとの説明であったが、協定は、市側は校長で労の側はどなたと行うのか。個人なのか。対象は誰か。

学校課長

まず、学校運営上において支障をきたす期間は、この対象期間に含まないということが大切だと考えます。例えば、あらかじめ把握できる修学旅行等の期間を含んでしまうと、このような事態になることが想定できますので、事前にこの期間を外せば何ら問題ないと考えています。

労使協定の労の部分につきましては、県にも確認する必要があります、調べます。なお、現状の36協定（労働基準法第36条に基づく労使協定）では、学校単位で学校対象の労働者と学校長が結んでいます。

宮村委員

1点目については理解した。2点目については、校長と個々の職員が結ぶということはないと思うが、個人単位だと変形労働時間制を導入する教員としない教員がでてくる等疑問があるため、調べていただきたい。

請願書の提出者が述べているとおり、この制度は休日の取り方をフレキシブルにするという制度であり、長時間労働の是正ではないと言いながらも、この流れで条例が制定されようとしている。従来の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が制定後何十年も経ち、現実に合わなくなっていることは否めないのではないかと考える。その中で法改正等については色々言えない部分ではあるが、亀山市の現場としては、長時間労働に対して働き方改革を非常に取り組んでいて、かなり是正がされていると考える。そういった中で、変形労働時間制の導入も1つの選択肢としてあり得るのかなと思う。明確には申し上げられないが、色々な選択肢を取り入れることによって、長時間労働の是正に繋がるのであれば一定評価はできるのではないかと感じている。

教育長

この点については、昨日、県から、「条例改正に伴い規則を改正した。市長、教育長におかれましては管内の小中学校に周知をお願いします」という主旨の文書を受けたばかりである。従って、条例規則が改正された県では、その周知はさせていただく必要があると考えている。また、今後の予定として、県は2月にその内

容に基づいた要綱を制定する運びと聞いている。その要綱を参考にして市町も規則改正を行うこととなると考えるが、現状、県の要綱が制定されていない状況であり、現段階において、この制度の導入について、簡単に是非を判断することは尚早かと考えられる。よって、本件については、本日の段階では審議保留としてもいいか。

委員全員

了承。

教育長

では、請願第1号については、本日、採択不採択を決定せずに継続審議とする。

## 10. 協議事項

教育長

協議事項1「亀山市立図書館条例の改正について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

教育長

説明のとおり、今後の内部審査や例規審査会の審査を経ないと議会に提出されないこととなっている。その前段階として教育委員会においての内容確認として協議事項と位置付けている。これまでの教育委員会内の協議を踏まえて修正を行っている印象を受けるが、質問等如何か。

宮村委員

条例により施行期日が特定されているが、開館まで今後1年程度ある中で、どのようなことが起こるか分からない。もし開館が延期等となった場合はどうするのか。条例の再提出となるのか。

参事生課長

9月市議会の議論の中で、施行期日は規則で定めるという条例案を提案しましたが、やはり条例で明記をするべきであるというご意見をいただいたため、今回の修正案としました。何らかの事情でこの施行期日に開館ができない状況となった場合は、再度、施行期日を変更する条例案を提出することとなります。

若林委員

確認であるが、図書館の管理する部分というのは、駐車場が含まれているのか。また、入館するというのは、図書館の建物の入口に入った時点と言うのか。条例第6条には「図書館の地下駐車場の使用料は・・・」とあるため、図書館の駐車場に入った時点で図書館に入館したとみなすのか。図書館の管理部分と入館について教えていただきたい。

参事生課長 施設という観点から考えますと、地下駐車場も図書館という位置付けですので、駐車場まで含まれるものと考えています。

若林委員 では、入館の制限というのは、自転車置き場や駐車場に入ることとも拒まれるという考え方か。

参事生課長 施設としては駐車場も図書館という位置付けですので、図書館の管理部分となります。駐車場はあくまで付帯施設になりますが、入館の制限に関する「入館」については、図書館として利用する部分について適用されるものと考えています。

教育長 地下駐車場も図書館であるが、地上の駐車場も図書館で管理を行う。また、図書館北側に設ける予定の自転車置き場で何かあった場合も図書館の施設として扱われることになると考えられるため、駐車場や自転車置き場の使い方著しく秩序や風俗を害するおそれがある場合は、制限を出来ることとなると考えるが。

参事生課長 そのとおりです。

若林委員 理解した。

教育長 協議事項2「亀山市立図書館条例施行規則の改正について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

教育長 本日の案は、これまで委員の皆様からいただいたご意見等を踏まえ修正が加えられている。如何か。

宮村委員 第16条における貸出冊数は、現行では図書7冊、雑誌その他2冊とあるが、今回の規定では図書10冊、雑誌3冊となる。新図書館が開館となった時に、一気に蔵書数を増やすことは難しいが、貸出数を増やすことは市民サービスに繋がるのか。

図書館長 ご指摘のとおり、蔵書数との関連性については考える必要があらうかと考えていますが、市民のニーズとしましては、もう少し多めに本を借りたいという要望もあることから、一旦は10冊以内とさせていただきたいと思います。

宮村委員 私は遅読であるため、15日間で最大13冊を読むことは難しいと感じており、皆さんすごい速読だなと感じている。一つの案として、市の蔵書を閉架から開架へかなり出されることで、実際

には増冊されることになろうかと思うが、市民サービスの低下につながらないようお願いしたい。

大萱委員 第16条の個人貸出しについて、以前CD等の貸出しが想定されることから、「点」という単位を用いることが協議されていたが、この点については最終的にどうなったのか。

また、第7条の図書館協議会とはどのような業務を行うのか。

図書館長 1点目についてですが、CDやDVD等を貸出している図書館もありますが、当市では館内閲覧のみで貸し出しは行っていないため、「冊」としました。

参事生課長 2点目、図書館協議会の業務ですが、図書館法第14条で規定されており、「図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。」とあります。開館にあたり図書館サービス実施計画を策定していますが、今後、図書館を適正に管理運営していく中で、その計画に基づく進捗管理等を評価して行っていただく等を目的として図書館法に基づく協議会の設置を行うものです。

大萱委員 協議会は今現在も設置されており、開館に向けての話し合いがこの協議会で為されているということか。

参事生課長 現行につきましては、協議会は設置されていません。今回の施設整備に伴い新たに設置するものです。現状は任意の委員会として、亀山市図書館運営委員会を要綱の規定により設置をしています。

大萱委員 図書館協議会は、開館してから委員が決まるのか。開館と同時ということか。イメージとしては、開館以前に協議会が設置されており、開館に向けての話し合いも必要ではないかを感じるが。

参事生課長 新図書館の整備に伴って新たに設置するもので、新図書館における図書館奉仕に対して意見をいただく機関と考えています。委員委嘱の準備につきましては、施行日以前から進めることになろうかと思いますが、条例の施行日に合わせて委嘱いたします。

大萱委員 では、任期としては令和5年1月26日から2年間となるが、それ以前にも参集いただき、話し合いを行っているということか。

- 参事生課長 先ほど言われましたように、任期としては令和5年1月26日からとなり、それ以前に会議を開催することはありません。それまでの整備期間は、開館の日までが任期である整備推進委員会を活用してご意見をいただいています。
- 大萱委員 では、開館までは、整備推進委員会が当条例の図書館協議会のような役割を果たしているという認識でいいか。
- 参事生課長 そのとおりです。
- 教育長 協議会は、図書館法に則り設置をするということだが、義務の規定であるのか。努力規定か。
- 参事生課長 図書館法では、「設置できる」規定であります。
- 教育長 「できる」規定であるため、今回の図書館の整備を機に設置していこうという考え方でいいか。
- 参事生課長 そのとおりです。
- 吉岡委員 地下駐車場についてだが、三重おもいやり駐車場の交付について、どこで許可していただけるのか。また、たくさんの人が許可証を持ってみえたら、実際何台まで駐車可能であるのか。妊産婦等を含め、その駐車場が取り合いにならなければいいが。
- 参事生課長 地下駐車場につきましては、49台駐車可能です。それとは別に周辺の民間駐車場を借り上げる予定ですので、全体で約100台程度の駐車場を確保する予定です。整備推進委員会委員長で愛知工業大学の中井教授の調査によりますと、多くの利用者が2時間以内の利用となっていますので、地下駐車場は2時間以内の利用について無料（全額免除）とさせていただきます。一方、長時間利用の方については、周辺駐車場が無料で利用できることとして、駐車場を確保しています。この周辺の駐車場については、障がいを持たれた方等は利用が困難であることから、このような長時間利用ができる周辺駐車場を利用できない方を想定して今回規則に規定をさせていただいたものです。
- 教育長 おもいやり駐車場としては、1台分ではないのか。
- 参事生課長 地下駐車場については、身体障害者用駐車場として1台確保しています。
- 教育長 では、色別されるものやマーク等がある特別な駐車場が何台もあるわけではなく、一般の地下駐車場に駐車いただいた方のう

ち、妊婦の方や歩行困難な方等についても無料（全額免除）にしますというような枠組みを広げたという考えでいいか。

参事生課長 思いやり駐車場を増やすということではなく、思いやり駐車場を利用できる方の使用料について配慮を加えたということです。

教育長 思いやり駐車場を10台分確保するというのではなく、該当する人は使用料を免除するという規定を設けたということである。何台分ということではない。

吉岡委員 空いていなければ苦情が来ないか。

参事生課長 整備基本計画の想定では、ピーク時の台数は100台以内と想定していますので、それ以上の利用台数は想定していませんが、それ以上の利用となると周辺の民間駐車場等を利用いただくことになろうかと考えています。ただ、図書館の利用時間を考えますと、概ね2時間以内ということが実態としてありますので、現状確保している駐車場台数で足りると判断しています。

教育部長 地下駐車場の全49台分について全額免除される方が集中される場合も想定されると考えられますが、そのような場合には、一般の方に一般駐車場の利用をご案内する等、管理運営の中で弾力的な運用にてご協力いただいたりして対応していく予定です。また、おもいやり駐車場の登録証が無くとも、館長が対象者と判断できれば全額免除の対象となりますので、登録証が必ずしも必要という訳ではございませんし、館のスタッフにて対応可能と判断しています。概ね2時間以内の利用という中で、ある程度回転も図られ、利用状況を把握しながら柔軟に対応していこうと考えています。

若林委員 先ほどの貸出冊数について、借りるときは市民の皆様それぞれがしっかりと考えて借りるので、現行7冊が10冊の貸出しとなるのは有難いとする。ただ、雑誌の貸出数3冊以内については、図書館が有する冊数から考えると、足りない感を受ける。

また、視覚障がい者等の録音図書については別の要綱に規定するとの説明であった。現行規則の規定では、貸出は郵送によりすることができる等の規定がなされているが、別の要綱にも同様の規定を設けるのか。

教育長 まず、雑誌の種類を増やすことはないのか。

図書館長 雑誌については、少々増やすことを考えています。また、録音図書については、現行の「亀山市視覚障がい者等の録音図書の利用に関する要綱」に現行の規則に規定されている内容を入れ込む形で明記するように考えています。

若林委員 現実、使われている人は亀山市内にいるのか。

図書館長 利用はありますが、件数は非常に少ない状況です。

教育長 規則の議決は3月定例会以降になると考えている。条例が議会で議決されたのち、規則は教育委員会で議決する運びになるため、現時点のものは案として認識いただきたい。

## 1 1. 報告事項

教育長 報告事項1「市立幼稚園・小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況及び学校の対応について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

教育長 本日現在の状況についても説明願いたい。

(学校課長詳細説明)

大萱委員 11ページの通知について、目安としてはいつまでか。まん延防止措置が解除されるまでか。

学校課長 まん延防止の解除につきましても、一つの判断基準になるうかと考えていますが、市内の感染状況が落ち着くまでは継続する可能性があります。

大萱委員 まん延防止措置の適用が終わる2月13日より長くなるという認識でいいか。

学校課長 その時の状況にもよりますが、その可能性もあると考えています。

教育長 この通知については、まん延防止措置が適用されたからではなく、三重県の警戒宣言の発表に合わせて行ったものと認識しているが、如何か。

教育部長 この通知につきましては、まん延防止措置が適用される前から、前倒しで感染を広げないようにスタートしたものです。まん延防止措置と合わせたものではなく、学校で感染者が発生するという状況の中で対応したものです。

- 教育長                   この状況というのは、県内の状況である。  
                              (ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長                   報告事項2「生徒指導について」質問等あるか。  
                              (質問はなく終わる。)
- 教育長                   報告事項3「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査  
                              の結果について」質問等あるか。
- 若林委員                例年、小学校の運動能力が平均よりも低めで、中学校が高めと  
                              いう結果が出ているが、今回は有難いことに小学校の男女も平均  
                              よりも高くなっている。コロナ禍の中で、なかなか外遊びも叶わ  
                              なかったと考えられる中で、亀山市では外遊びができたのか、理  
                              由は分からないが、事務局としてどのような見解を持っているの  
                              か。
- 教研GL                 質問紙調査から、亀山市の小学生は全国の割合と比べるとコロ  
                              ナ禍前よりも運動をするという児童が増えています。原因につい  
                              ては分かりませんが、これが一つの理由にはなっていると考  
                              えています。また、「体育の授業では、たくさん運動をしますか」と  
                              いう質問に対して、「たくさん運動する」と回答した児童が、全  
                              国、三重県と比べて増えているという実態があります。やはりそ  
                              の辺りの授業改善、またコロナ禍の中での運動不足が懸念されて  
                              いる中で亀山市の子どもは運動していたという点で、特に小学校  
                              について上昇したのではないかと分析しています。中学校につ  
                              いては例年どおりですが、体育の授業、部活動の効果が出ている  
                              のではないかと考えています。
- 若林委員                日頃の実施の結果が表れており、特にうれしく感じた。
- 教育長                   先生方に体育の授業で体を動かすことを意識していただいた結  
                              果だと感じている。一方、危惧していることとして、小中学校共  
                              にゲーム機、スマートフォン、パソコンの画面を見ていること  
                              に関する結果が相当悪いと感じている。その部分についての対策は  
                              あるか。
- 教支GL                 学習と体力の結果と合わせて、ゲーム機等に関する結果が大分  
                              悪い結果となっています。対策として、2月上旬と3月上旬の2  
                              回に分けて落合小児科の院長にもご協力いただき、第1回は生活

習慣を見直そうと題して、睡眠時間や朝ごはんの大切さについてお話をいただきます。2回目は、テレビとゲーム、スマートフォンとの上手な付き合い方についてお話をいただく予定です。どちらも約10分程度の動画となりますが、小学校1年生から中学校3年生まで、タブレットの一人1台端末を利用して、自宅で宿題として保護者にも視聴していただけるように提案をしていこうと考えています。

若林委員      タブレットを利用して様々な学びが行える一方で、親しみを覚えてどうしても長い時間ゲーム等をしてしまう部分もある。チグハグになって心苦しい面もあるが、視力もそれに合わせて低下していると聞いているため、併せてよろしくお願いいたい。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長      報告事項4「かめやまお茶の間10選(実践)強化週間2021集計結果について」質問等あるか。

(質問はなく終わる。)

教育長      報告事項5「図書館利用状況について」質問等あるか。

(質問はなく終わる。)

教育長      報告事項6「工事及び委託事業の発注状況について」、報告事項7「教育委員会行事及び予定について」、報告事項8「後援事業について」質問等あるか。

(教育委員に関わる行事予定について事務局説明)

(質問はなく終わる。)

## 12. その他

- ・図書館フォーラムの開催について(図書副参事説明)
- ・卒業式及び入学式の出席者案について(総務課長説明)
- ・川崎小学校における川崎小学校を支える会よりサッカーゴールを寄附された件に関する感謝状贈呈について(学校課長説明)

## 13. 閉会

午後3時52分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3 番委員

4 番委員